

2010年3月4日

環境大臣  
小沢 鋭仁様

生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する  
国際的枠組み(International Regime) についての意見書

日本バイオ産業人会議  
世話人代表 歌田勝弘

財団法人バイオインダストリー協会  
会長 原田宏



拝啓時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃よりバイオ産業の発展に向けてご指導いただき誠にありがとうございます。  
います。

さて本年10月には名古屋にて生物多様性条約の第10回締約国会議  
が開催される予定で、現在政府におかれましても政府間交渉を精力的に  
展開されていると存じますが、特に「遺伝資源へのアクセスと利益配分  
に関する国際的枠組み」に関する取り決めの帰趨はバイオ産業の将来の  
発展に大きく影響を及ぼすと予想されます。

政府におかれましては、議長国としてとりまとめの重責を担っておら  
れますが、とりまとめに於かれましては以下の諸点にご配慮いただき、  
バイオ産業が発展すると同時に資源国と利用国が相互に利益が得られる  
合理的な取り決めをおまとめいただきますようお願い申し上げます。

1. 国際的枠組みの適用対象は条約に規定する「遺伝資源」の範囲を逸  
脱しないようにしていただきたい。

条約では利益配分の対象を遺伝資源としていますが、遺伝資源から生  
まれた医薬品、食品などの商品そのものも国際的枠組みに入れようとい  
う論議もあると聞いております。これらの商品は既に一定の契約に基づ  
き円滑に流通しているものであり、いたずらに枠組みに押し込めること  
は通常の商取引に大混乱を引き起こすこととなります。このため国際的

枠組みの対象は条約に規定する遺伝資源に限定すべきものと考えます。また、国際的枠組みの遡及適用の議論があるようですが、新しい枠組みを既に国境を移動した遺伝資源にも適用することは混乱と紛争の火種となるのみであり現実的ではないと考えます。

2. 国際的枠組みは基礎研究の重要性に配慮し、イノベーションを阻害しないようにしていただきたい。

基礎研究を担う大学等の研究機関が生物多様性条約を遵守したアクセスを行うことは当然ですが、アクセスに係わる過度な規制や煩雑な手続きは研究開発を阻害することになり、提供国および利用国双方にとって大きな損失となります。このため非商業目的の基礎的な研究の場合には目的を限定した簡便な規制により、アクセスを促進すべきであると考えます。なお研究段階から商用段階に移行する場合には、その段階において国際的枠組みに基づいた新たな契約を締結することが必要と考えます。

3. 産業セクター毎に、それぞれの産業の実情に応じた利益配分の仕組みを検討するようにしていただきたい。

遺伝資源の利用形態やその利益配分の方法は、医薬品・食品・化粧品・育種・エネルギーといった産業セクター毎に大きく異なります。国際的枠組みの検討では、一律な利益配分を規定することなく、産業セクター毎の商慣習、利用形態を十分考慮する必要があると考えます。なお、同一のセクターであっても、ケースごとに契約条件が異なることに留意することも必要となります。また「利益配分」に関する相互に合意する条件（契約書の内容）は一律にはならず、柔軟性の確保が必須であると考えます。

4. 利益配分にはアクセス促進が不可欠であり、遺伝資源取得の際の手続きを透明性の高いものとして設定するようにしていただきたい。

遺伝資源へのアクセスでは、法的確実性、明確性、透明性、実効性が確保されたルールに基づき、アクセスを容易にしなければビジネスの参入は促進されず、利益の創出は期待できません。したがって、「アクセス」と「利益配分」は一体不可分なものとして議論すべきであると考えます。資源提供国は、政府窓口・権限ある当局といった国内連

絡先を明確にし、アクセスを容易化する仕組みを確立すべきと考えます。

5. 特許出願等での出所・原産国開示の問題は知的財産権に関して専門性を有する国際機関の議論の結果を踏まえていただきたい。

特許出願等での出所・原産国開示の義務化は必ずしも利益配分の確保につながりません。「出所・原産国開示」は特許要件と無関係であり、こうした条件を課すとすれば、ビジネスの安定化に重要な特許権に対して、不確実性を増大させることとなります。特許出願等での出所・原産国開示の問題は国際知的所有権機関(WIPO)での議論の結果を踏まえるべきであると考えます。

以上